

認定審査資料の情報提供を申請される方へ（FAQ）

1 申請書について

Q1 「情報提供事前依頼票」をファックスしたいのですが、被保険者番号がわかりません。どうしたらよいでしょうか。

A1 「情報提供事前依頼票」には被保険者番号が必要です。「介護保険被保険者証」「認定等結果通知書」等でご確認ください。なお、被保険者番号は、個人情報であることから、介護保険課ではいかなる場合もお伝えできません。
「情報提供申請書」の被保険者番号は空欄でも構いません。

Q2 介護サービス計画の届出書が未提出ですが、情報提供の申請はできますか。

A2 申請できます。事前依頼票のサービス計画の届出状況欄は「提出予定」に〇を付けてください。サービス計画届出が提出されていない場合は、資料の受取りができません。資料受取りまでに必ず届出書を提出してください（受取りと同時でも可）。

Q3 郵便の場合でも「情報提供事前依頼票」の同封やファックスが必要でしょうか。

A3 不要です。①情報提供申請書 ②切手を貼った返信用封筒 ③依頼者の顔写真付き公的な身分証明書の写し ④名刺や職員証など事業所に勤務していることがわかる書類 ⑤入所がわかる書類の写し（施設サービス計画の場合）を同封して申請ください。

Q4 返信用封筒の切手代金は110円でよいですか。

A4 情報提供資料1名分であれば、25g以内ですので110円です。なお、一度に多くの人数分の情報提供申請をする場合、定形外郵便になる可能性がありますので、事前に電話でご相談ください。

Q5 資料の提供を受けたことがあるが、もう一度申請できますか。

A5 同じ事業所へ同じ資料の提供はできません。

Q6 情報提供についての「同意書」の様式はどこで手に入りますか。

A6 市のホームページからダウンロードできます。

2 情報提供できないケースについて

Q7 区分変更を申請中の方ですが、交付してもらえますか。

A7 交付できません。区分変更申請の結果が出た日の翌開庁日以降に申請してください。

Q8 区分変更申請が却下となった認定資料が欲しいのですが。

A8 却下となった資料の提供はしていません。

なお、認定結果が非該当になった審査資料の提供もできません。

Q9 死亡された方の資料は交付してもらえますか。

A9 交付できません。